



**以下は本人が未成年者（18歳未満）の場合のみ記入してください。**

上記の者が、これから受けようとする奨学金について本申請を行うことに同意します。

親 権 者 又 は 後 見 人	〒				
	住 所	電話番号			
	(親権者又は後見人) 氏 名	生年月日(西暦)	年	月	日
	〒				
	住 所	電話番号			
	(親権者) 氏 名	生年月日(西暦)	年	月	日

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。後見人がある場合は、後見人が自署してください。

**※ 表面も記入してください ※**

[様式7-2資料 表]

**「編入学奨学金継続願(編入学の2)」について**  
 大学へ編入学後に第二種奨学金の継続貸与を希望する場合

対象者	継続貸与を認める条件	貸与期間	編入学した大学への提出書類
・短期大学 ・高等専門学校 ・専修学校専門課程で 本機構の奨学生であった 者で卒業又は修了した 者(注1)	①大学が定める編入学 制度に基づいて編入学 したこと  ②卒業・修了後1年以内 であること(注1)  ③編入学前の奨学金の 「返還誓約書」を提出 していること	編入学年月から 編入校が定める 修業年限の終期 まで	①「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」(学校保管)  ②様式7-2表 「編入学奨学金継続願(編入学の2)」  ③様式7-2裏「親権者欄」 (該当者のみ)  ④様式7-2振込口座届 表 「第二種奨学金振込口座届」  ⑤在学届(注2)  ⑥「入学時特別増額貸与奨学金申込書(編入学用 共通)」及び添付書類(注3)

- (注1)卒業・修了が2023年3月であっても、卒業・修了前に「辞退」「廃止」「満期」等によってすでに貸与が終了しており、この貸与終了から編入学年月までの間に1年が経過した者は、対象となりません。
- (注2)在学届の提出は、原則としてスカラネット・パーソナルから行ってください。様式で提出する場合は、学校で手続きについて確認してください。すでに提出済又はスカラACより提出済の場合は添付不要です。
- (注3)入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、「入学時特別増額貸与奨学金申込書(編入学用 共通)」の提出が必要です。父母又はこれに代わって生計を維持している人の収入に関する証明書類等の添付書類の提出も必要です。収入金額により、追加の書類提出を求める場合がありますので、学校の指示に従い必要書類を揃えてください。

○利率算定方法の選択について

①利率固定方式

貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金(以下「財投」という。)の利率が返還完了まで適用されます。  
将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

②利率見直し方式

貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中の概ね5年ごと(減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数及び返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率が適用されます。  
将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。  
一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※ 裏面も確認してください ※

